

## 令和2年（行ウ）第6号 生活保護変更決定処分取消請求事件の判決について

### 1 概要

A氏（以下「原告」という。）は、処分庁である旧東区福祉事務所において生活保護を受給しているが、処分庁は平成30年10月分生活保護費の支給に当たり、厚生労働省が定めた基準による保護変更決定処分（以下「原処分」という。）をした。

その後、原告は原処分を不服として、同年11月21日付けで審査庁である静岡県知事に対し審査請求を提起したが、審査庁は、令和元年11月19日にこれを棄却した。

令和2年3月30日、原告はこれを不服とし、静岡地方裁判所に対して浜松市を被告とした訴状を提出した。（※令和2年5月11日の厚生保健委員会で訴訟の提起について報告済）

令和8年1月30日、静岡地方裁判所は、原告の訴えを棄却する判決を下した。

- (1) 原告 浜松市中央区 A氏
- (2) 被告 浜松市  
本市のほか、焼津市を被告とした集団訴訟
- (3) 事件名 生活保護変更決定処分取消請求事件

### 2 判決

主文は次のとおり。

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 3 今後の対応

上記の判決を不服とし、原告らは、令和8年2月12日に東京高等裁判所へ控訴した。

また、本件については、第一号法定受託事務に関する訴訟であるため、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の第6条の2第1項に基づき、訴訟が提起されたことについて法務局を通じて法務大臣に報告するとともに、同法第7条第1項に基づき法務大臣の所部の職員に訴訟を行わせるよう請求していることから、今回の控訴審についても、引き続き訴訟の追行を依頼した。

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（抜粋）

第6条の2 行政事件訴訟法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

2～5 （略）

第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

2～4 (略)